

住宅火災から命を守るために

消防法により、平成23年6月から全ての住宅に火災警報器の設置が義務づけられています。

住宅火災による死者の7割は、逃げ遅れが原因で、時間帯は火災の発生に気づきにくい就寝時間帯に集中しています。

住宅用火災警報器(以下警報器)は、火災発生によって生じ

る煙や熱を早期に感知し、警報音や音声で知らせてくれます。あなたと大切な家族の命を火災から守るため、まだ設置されていない家庭は、早急に設置してください。また設置されている家庭も、定められた全ての箇所に正しく設置できているか、もう一度確認をお願いします。

住宅用火災警報器

消防法で義務づけられています。必ず設置しましょう

警報器の種類

大きく分類すると「煙式」と「熱式」の2種類があります。

警報器の周辺温度が一定の温度に達すると、音や音声で、火災の発生を知らせます。

熱式



煙式

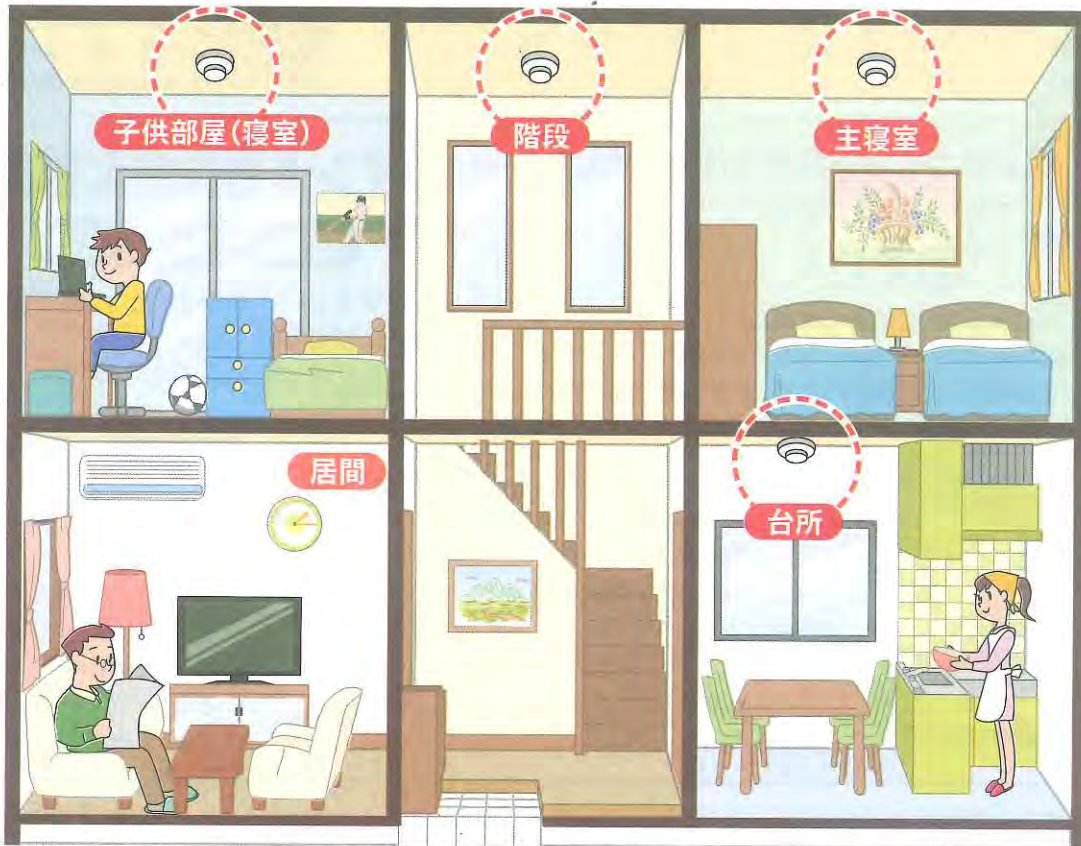


煙が警報器に入ると音や音声で、火災の発生を知らせます。

設置場所

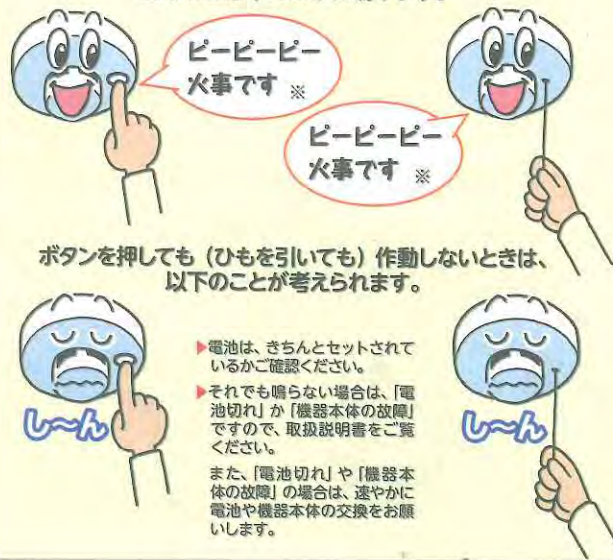
「煙式」のものに限定しています。台所に設置する警報器については、調理中の煙や蒸気で誤作動する場合は、「熱式」を設置することができます。

- 1 寝室(煙式)
 - 2 台所(煙式・熱式)
 - 3 階段(煙式) 寝室がある階(1階など容易に避難できる階は除きます)および寝室から2階以上離れた階の階段の踊り場の天井または壁に設置します。
 - 4 その他(煙式) 1つの階に7m(四畳半)以上の居室が5室以上ある場合、廊下に設置します。
- ※寝室と寝室のある階の階段部分に設置する警報器は、早期に火災を発見するために「煙式」のものに限定しています。



作動確認のしかた

正常なら以下のように鳴ります。



※この警報音は代表例です。(出典) 一般社団法人 日本火災報知機工業会

定期的に点検・手入れを

おおむね10年目安に交換

いざという時に、警報器がきちんと作動するように日ごろから点検と手入れをしておきましょう。警報器にはほこりが入ると火災の煙を感知しにくくなり、乾いた布などで、外の汚れを拭き取ってください。

また、警報器は電池がなくなると、作動しなくなり、定期的な点検ボタンを押すなどして、作動確認をし、家族で警報音を聞いてください。

設置していてもよかったです!

事例1 2階で就寝中に1階の台所から出火したが、階段の警報器が作動して目が覚めた。119番通報して避難し、大事にいらなかった。

事例2 居住者が調理中に就寝。鍋から発煙し、台所と寝室の警報器が作動し、隣人が警報音と臭いを確認して119番通報。

といったように、本人だけでなく、隣人の通報や対処により初期消火や避難に成功し、最小限の被害で済んでいる奏功事例が増加しています。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

- ▶寝たばこは、絶対やめる。
- ▶ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用。
- ▶ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ▶逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- ▶寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、**防炎品**を使用する。
- ▶火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**等を設置する。
- ▶お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

お休み前にもう一度火の元の点検をしましょう

火災・救急統計		
消防本部 ☎981-4119		
	平成29年1月～5月累計 ()内5月分	去年同期累計
火災出動	10件 (2件)	17件
火災以外の出動	88件 (19件)	93件
救急出動	1596件 (310件)	1587件
搬送人員	1495人 (299人)	1477人

●購入時には確認を
国が定める技術上の規格に適合していることを示す「適合表示(検定マーク)」
①、または同等の性能を有するものとされている「NSマーク」②が貼られたものをおすすめします。



◆問い合わせ 消防本部予防課 (☎981-0304)